

まん延防止等重点措置区域へ移行 県民一丸となって感染収束を！

本日、6月21日(月)から7月11日(日)までを期間とし、緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域に移行しました。

新規感染者数の減少、医療体制の安定をめざし、変異株などに注意しながら、リバウンドさせない取組が必要です。今こそ、**県民一丸となって感染を収束**させなければなりません。引き続き、**気を緩めず、ご協力**をお願いします。

事業者の皆様へ

1. 飲食店等での対策の徹底

- **飲食店等は、感染対策を徹底の上、営業時間と酒類提供時間の厳守**（措置区域での酒類提供は土日禁止）をお願いします。

	措置区域	その他区域
対象地	神戸市 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 姫路市	北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町) 中播磨地域(神河町、市川町、福崎町) 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町) 但馬地域(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町) 丹波地域(丹波篠山市、丹波市) 淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)
期間	令和3年6月21日(月)～7月11日(日)	
措置内容	営業時間：5時～20時 酒類提供：平日：11時～19時、土日：禁止 ※カラオケ設備の利用自粛	営業時間：5時～21時 酒類提供：11時～20時 ※カラオケ設備の利用自粛

- **コンビニ等の店先や路上等での飲酒禁止の呼びかけ**をお願いします。

2. 事業所・施設等での対策の徹底

- **事業所や社会福祉施設等**での従業員の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など基本的な**感染対策の徹底**をお願いします。
- 事業所や施設内で**感染が疑われる事案(発熱など)**が発生した場合は、**直ちに保健所に連絡し、指示に従ってください。**
- 従業員や施設の利用者は、**家族に症状(発熱など)**がある場合やPCR検査を受けている人がいる場合は、**出勤や施設の利用は自粛**してください。
- **出勤者の7割削減**を目指し、**在宅勤務(テレワーク)**や**テレビ会議等の推進、取組状況の公表**をお願いします。

3. ワクチン職域接種の取組の推進

- **「職域単位のワクチン集団接種」**が本日から始まります。企業等の皆様は、**単独実施や共同での実施など、積極的な取組**をお願いします。

令和3年6月21日